

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様
外務大臣 麻生 太郎 様
財務大臣 谷垣 禎一 様
経済産業大臣 二階 俊博 様

フィリピンにおける市民活動家に対する超法規的殺害および人権侵害の多発と

アグノ川統合灌漑事業（サンロケ多目的ダム事業灌漑部門）を含む

日本からフィリピンへの公的資金の供与に関する要請書

私たちは、日本の公的資金を使い海外で行なわれている事業が地元で引き起こしている環境・社会問題を懸念し、その問題の解決に取り組んでいます。その中で、国際協力銀行（JBIC）が約7億米ドルを融資した「フィリピン・サンロケ多目的ダム事業」、また、日本政府が現在、円借款の供与を検討している同事業の灌漑部門「アグノ川統合灌漑事業」（総工費約1億5,000万米ドル）が地元で引き起こしている甚大な被害を訴え、生活状況の改善のために問題に取り組んできた農民団体の代表が、地元で殺害されるという非常に許しがたい事件が去る5月16日に起こりました。

同農民団体ティマワ（TIMMAWA : Tignay dagiti Mannalon a Mang-wayawayaya iti Agno）（アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動）代表ホセ・ドトン氏は、2001年の同団体設立以来、サンロケダム事業のために自分たちの生活の糧である農地が奪われ、また、砂金採取ができなくなることなどを懸念し、ダムの建設および商業運転に反対してきました。ダム建設の完了後も、ダム事業のために生活の糧を失った農民・砂金採取者に対する適切な補償措置を求め、現地の日系企業、フィリピン政府と粘り強く交渉を続けていました。また、サンロケダム事業の灌漑部門（アグノ川統合灌漑事業）についても、その灌漑事業の小農民への影響を懸念する要請書をこの2月に日本政府に提出したばかりでした。

フィリピンでは、現グロリア・マカパガル・アロヨ大統領が就任した2001年から今日までの5年間、合法的な活動を行なっている住民運動のリーダーやメンバー、また、ジャーナリストや教会関係者が脅迫される、嫌がらせを受ける、誘拐される、あるいは、殺害されるといった報告が後を絶たず、その被害者・犠牲者の数は増える一方です。

2006年5月、フィリピン国家警察は、大統領の指示でこうした活動家の殺害事件を捜査するための特別捜査班「ウシッグ」を設置しました。しかし、一ヶ月以上が経った現在も、適切な捜査は行なわれておらず、事態に十分な進展は見られません。フィリピン国内法（第6981号）に基づいて、犠牲者の家族や殺害事件の目撃者を適切に保護することもできていません。

その結果、フィリピンの市民活動家に対する深刻な人権侵害の状況は現在も一向に改善される気配はなく、フィリピンの人権団体によれば、アロヨ政権下で起こった超法規的殺害（Extra Judicial Killings）の犠牲者数は、今年6月20日までで690名にもものぼっています。フィリピンにおけるこの数字に代表される深刻な人権侵害の状況は、まったく容認できるものではなく、また、新たな殺害事件がこれ以上起きないように、フィリピン政府による早急な措置が求められるのは言うまでもありません。

今回のサンロケ多目的ダム事業、および、同灌漑部門（アグノ川統合灌漑事業）の被害地において起こったホセ・ドトン氏の殺害事件も、ドトン氏が一連の超法規的殺害のなかで多くの犠牲者を出している全国的左派グループに所属していたことから、こうしたフィリピンの社会・政治状況の中で起きたと見られています。しかし、警察は同殺害事件の容疑者を「不法銃所持」の罪状で一度逮捕したものの、その後、保釈金の支払いとともに容疑者は釈放され、野放しとなったままです。現在、ドトン氏の家族、また、殺害事件の目撃者が地方裁判所に同容疑者の殺人罪での再逮捕を訴えています。裁判所からの逮捕状もいまだに発行されておらず、アロヨ大統領の指示とは裏腹に、捜査は一向に進んでいません。

日本はフィリピンにとって、最大の政府開発援助（ODA）供与国です。ODA白書によれば、2004年度の

援助額は 57 億 4,400 万円で、累積額は 2 兆 4,521 億円にのぼります。また、今年は「フィリピン・日本国交回復 50 周年」にあたり、現在、新たな ODA 供与の交渉もフィリピン政府との間で積極的に行なわれていると理解しています。

しかし、ODA 大綱では、その援助実施 4 原則にもあるとおり、「途上国における民主化の促進」および「基本的人権および自由の保障状況に十分注意を払う」旨が明記されており、重大な人権侵害が行なわれている国への援助供与には慎重であるよう謳っています。フィリピンの現状では、市民への暴挙とも言うべき、重大な人権侵害が多発しています。そして、そうした一連の殺害事件等は、犠牲者の周辺の市民に深い悲しみをもたらすだけでなく、自分の身に同様の事態が起こるのではないかと懸念する市民の声を圧迫する可能性は否めません。また、こうした状況下では、国際協力機構(JICA)や JBIC の環境社会配慮ガイドライン、また、国際的にもグッド・プラクティスとして求められているような「地域社会の社会的合意」や「適切な住民参加」、「適切な住民協議の場」を確保する素地が損なわれています。

私たちは、日本政府がフィリピンへの巨額な公的資金の供与を続ける前に、こうしたフィリピンの人権状況の実態を把握し、状況の改善をアロヨ大統領に求める責任と義務があると考えます。したがって、私たちは、以下の点を日本政府に強く求めます。

- i. 現時点でのフィリピンへの公的資金の供与を即刻停止し、また、フィリピンへの新たな公的資金の供与を検討しないこと
- ii. サンロケ灌漑部門の問題に取り組んできた地元リーダーの殺害事件に関し、また、当事業周辺地域における住民の結社・集会・言論の自由、あるいは、表現の自由といった市民の権利を含む『基本的人権および自由の保障状況』に関し、徹底した事実確認・調査を行なうこと。その事実確認・調査は、フィリピン政府の情報のみには頼らないものである必要がある。
- iii. フィリピンにおける市民活動家に対する超法規的殺害および人権侵害の多発に関する徹底かつ独立した調査を行なうこと。
- iv. 上記の事実確認・調査方法と調査結果を公開すること。
- v. 調査結果に基づいた、フィリピンへの公的資金供与の是非に関する、また、フィリピンの人権侵害の状況への対応に関する公開の意見交換を広く行なうこと。

日本は新しく設置された国連人権理事会の理事国になるにあたり、「*Japan's voluntary pledges and commitments*」(2006 年 4 月 14 日)という公約を提出し、「人権の保護促進」を謳っています。また、この 6 月に開催された第一回人権理事会の公開声明文の中でも、「日本は、受入国の主体性を十分に尊重しながら ODA 供与を行ない、平和、民主化、人権擁護を積極的に推進している国へ優先的に供与している」と述べています。こうした国際的に表明した意に沿うよう、現在、フィリピンで起こっている許容しがたい人権侵害の状況に対し、思慮ある、毅然とした行動を日本政府がとることを望みます。

以上

国際環境 NGO FoE Japan

連絡先:

国際環境 NGO FoE Japan (神崎)

〒171-0031 東京都豊島区目白 3 - 17 - 24 2F

Tel: 03-3951-1081, Fax: 03-3951-1084

Cc: 国際協力銀行 総裁 篠沢 恭助様
丸紅株式会社 取締役社長 勝俣 宣夫様
関西電力株式会社 取締役社長 森 詳介様

本要請書は以下、および、別紙の署名用紙の団体・個人から賛同を得ています。

【賛同団体・個人】

(2006年7月31日集約：計20団体/116個人)

(団体賛同)(五十音順)

アジア開発銀行福岡 NGO フォーラム (吾郷健二)

アジア女性資料センター (丹羽雅代)

インドネシア民主化支援ネットワーク (佐伯奈津子)

大洲市の住民投票を実現する会あ (有友正本)

「環境・持続社会」研究センター (JACSES) (古沢広祐)

グローバリゼーションを問う広島ネットワーク (木原滋哉)

市民外交センター (上村英明)

ジュビリー関西ネットワーク (内富一)

(特活) 女性エンパワーメントセンター福岡 (松崎百合子)

水源開発問題全国連絡会 (遠藤保男)

セブ・ボホールネット (西井和裕)

徳山ダム建設中止を求める会 (近藤ゆり子)

日本ネグロス・キャンペーン委員会 (JCNC) (前島宗甫、白柳誠一)

ノーニュークス・アジアフォーラム・ジャパン (佐藤大介)

ピース・チェーン・リアクション (杉原浩司)

ひきこもり九条の会 (いちじゅ)

フィリピンの子どもたちの未来のための運動 (CFFC) (服部恭子)

フィリピン・ピースサイクル (大森進)

みどりのテーブル (稲村和美、小林一朗)

メコン・ウォッチ (松本悟)

(個人賛同) 116名